

## 「協約締結権を付与する職員の範囲拡大に伴う便益及び費用」について

2009年11月11日

全国労働組合総連合

(公務員制度改革闘争本部)

標記にかかわって、全労連公務員制度改革闘争本部としての基本的な考え方を含めて、以下のような意見を表明します。

## 1、基本的な意見

- (1) 公務員労働者の基本的人権の実現にかかわる労働基本権（労働協約締結権）回復について、公共事業などの経済的効率などで活用されることが多い「便益・費用」の発想で捉えることには強い違和感を持っている。

「人権保障も金次第」の視点では、少数組合の交渉や協約締結権制約などが安易に論議されることなどが懸念される。

- (2) 国家公務員制度改革基本法第12条に規定される「便益」とは「誰にとっての便益」なのか、「その理解のもとに」の「その」とは「国民」なのか「便益及び費用を含む全体像」なのか、が明確ではないのではないのか。

全労連闘争本部としては、経済的に弱い立場におかれる労働者が団結して交渉をおこなうことを通じて社会的、経済的地位の向上をめざすという労働基本権の実現の観点から、「便益」を論じるとすれば、「(基本的人権の回復という憲法価値の実現、労働条件決定への参加などの) 公務員労働者の便益」と言う視点がより強調されるべきである。

- (3) 労使関係制度検討委員会でも指摘されているように、協約締結権の回復に伴う「便益は一般的に定性的」である。定性的なものコストといった定量的なものとを比較することは極めて困難である。

議論のたたき台とされている文書では、結局、「定量的な評価は困難だが、便益は向上」と結論付け、その上で、費用について「交渉にかかるコストの増大」と「交渉における参考指標としての調査コスト」を「総合的に見て便益及び費用が向上」するよう制度設計するとしている。

これでは、現行の人事院勧告制度の実施にかかる費用を下回る「交渉コスト」となるような制度設計を追求するという転倒した議論にもなりかねない。

以上のような点から、全労連闘争本部としては、公務員労働者への協約締結権保障とかわって、「便益及び費用」に固執した検討が行われることには賛成できない。

## 2、「具体的検討」についての個別的な意見

### (1)「便益」の基本的視点について

「内閣の人事管理機能の強化」や「高度化・多様化する行政ニーズへの円滑な対応」などの基本的視点は、いずれも使用者・政府サイドから見た便益に偏っていると考える。

各府省大臣の業務運営責任ともかかわって、労働条件決定についても分担管理することでの機動的な行政運営の実現や、公務員労働者がみずからの労働条件決定に参加することによる民主的な公務運営への寄与、公務・公共サービスの充実など、労働者や利用者の側からの視点も取り入れるべきと考える。

### (2)「費用」の基本的視点について

「交渉に係るコストの増大」「交渉における参考指標としての調査コスト」などが強調されることになれば、「労使交渉長期化の歯止め(使用者による強制仲裁申し立てなど)」や、「既存資料による参考指標の作成による国民の信頼感の低下」などといった弊害も考えられる。少なくとも、「交渉はコスト」とする視点は改めるべきである。

### (3)「新たな制度における各論点の選択肢間での比較」について

繰り返し述べるが、「便益及び費用」の尺度で労使関係制度の詳細を論議することには強い違和感を持たざるを得ない。全労連闘争本部としては、公務員労働者の労働基本権を最大限保障する立場での制度検討を重ねて求める。

それを前提に、この間の全労連闘争本部の主張もふまえつつ、以下の点について意見を表明する。

① 交渉事項の範囲は、公務員労使関係で最も意見が対立する課題の一つであり、これを制限的に扱うこととなれば、労働基本権回復が公務の民主的・効率的運営に寄与する程度にも影響しかねない。

すでに主張してきたように、意見表明、労使協議、協約締結に至らない交渉、協約締結を目的とする交渉の区分と関連を整理し、交渉制限が行われないような制度検討を進めるべきである。そのことが、長期的には労使関係を安定させることになると思う。

② 「参考指標の調査公表・意見表明」については、労使双方はもとより国民的な納得性を得る精度をもった調査が必要である。そのことは、調査機能に制約を受ける労働組合の交渉機能を充実させる上でも必要だと考える。したがって、一定のコストが必要であっても、制度の具体化を進めるべき課題だと考える。

「適正な勤務条件であることのチェック措置」についても同様である。

③ 「労働協約締結権を付与されない職員の勤務条件決定」については、労働基本権制約の代償措置を講ずる立場で検討されるべきである。国民生活への影響や職務の特殊性などから労働基本権が制約され続ける以上、それに対する代償機能の措置は権利擁護の観点で必要不可欠な費用である。

以上